

人事行政の運営等の状況について

- 1 任免及び職員数に関する状況
- 2 人事評価の状況
- 3 給与の状況
- 4 勤務時間その他の勤務条件の状況
- 5 休業に関する状況
- 6 分限及び懲戒処分
- 7 服務の状況
- 8 退職管理の状況
- 9 研修の状況
- 10 福祉及び利益の保護の状況

**令和6年度
大台町**

1 任免及び職員数に関する状況

(1) 新規採用者数

(単位：人)		
令和5年度 (令和5年4月1日採用及び 令和5年10月1日採用)		
職種	採用者数 (うち女性)	
一般事務	4	(1)
保育士	1	(1)
保健師	1	(1)
社会福祉士	1	(1)

(単位：人)		
令和6年度 (令和6年4月1日採用及び 令和6年10月1日採用)		
職種	採用者数 (うち女性)	
一般事務	3	(1)
保育士	2	(2)
保健師	1	(1)
看護師	1	(1)

(2) 再任用の状況（令和6年4月1日現在）

区分	フルタイム勤務	短時間勤務	合計
町長部局	—	1	1
教育委員会	3	—	3
合計	3	1	4

(3) 退職者数（令和6年4月1日～令和7年3月31日）

区分	定年退職	早期退職	普通退職ほか	合計
町長部局	3	—	1	4
教育委員会	—	—	1	1
水道事業	—	—	—	—
合計	3	—	2	5

(4) 部門別職員数の状況（令和6年4月1日現在）

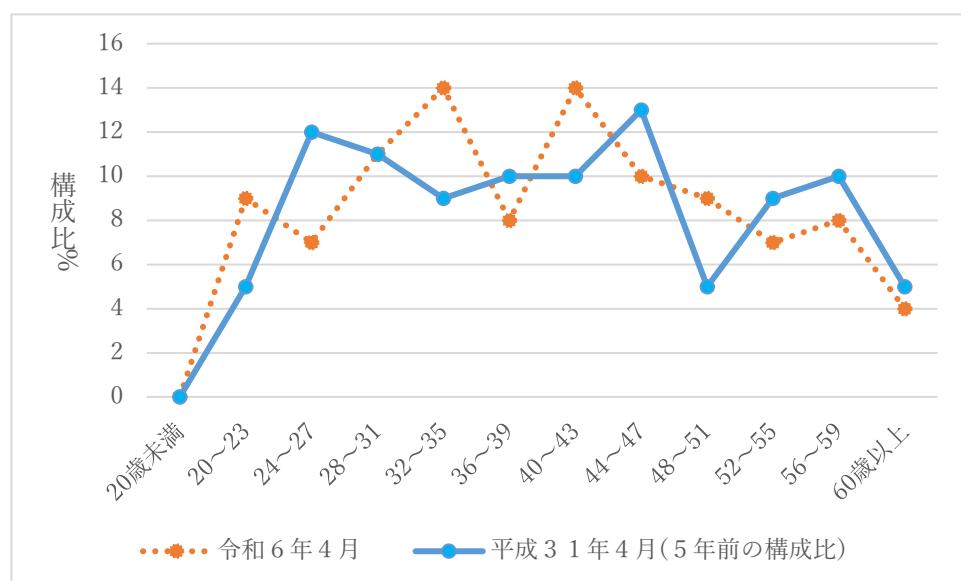
(単位：人)

部門	区分	職員数		対前年 増減数	主な増減理由
		令和5年	令和6年		
普通会計部門	一般行政部門	議会	2	2	0
		総務・企画	35	34	▲1
		税務	7	8	1
		農林水産	8	9	1
		商工	4	5	1
		土木	6	6	0
		民生	52	50	▲2
		衛生	28	30	2
	計	142	144	2	<参考> 人口1万人当たり職員数 172人
公営企業等	教育部門	12	15	3	組織改編に伴う人員配置の見直しによる増
	消防部門	0	0	0	—
	小計	154	159	5	<参考> 人口1万人当たり職員数 190人
	水道	4	4	0	課内事務兼務による増減
会計部門	下水道	2	1	▲1	
	その他	4	5	1	
	小計	10	10	-	
合計		164 [206]	169 [206]	5	<参考> 人口1万人当たり職員数 202人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、大台町職員定数条例第2条の規定による職員の定数の合計である。

(5) 年齢別職員構成の状況（令和6年4月1日）



区分	20歳	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳	計
	未満	23歳	27歳	31歳	35歳	39歳	43歳	47歳	51歳	55歳	59歳	以上	
職員数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
0	15	11	19	23	13	24	17	16	11	13	7	169	

(6) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 区分	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	過去5年間の増減数 (率)
一般行政	142	143	140	144	142	144	2(1.4%)
教育	16	16	15	12	12	15	▲1(▲6.2%)
消防	0	0	0	0	0	0	0(0.0%)
普通会計計	158	159	155	156	154	159	1(0.6%)
公営企業等会 計	15	15	15	13	10	10	▲5(▲33.3%)
総合計	173	174	170	169	164	169	▲4(▲2.3%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 人事評価の状況

人事評価制度の概要是、次のとおりです。

被評価者	行政職及び医療職に属する職員
評価者	原則は上位の職の者が第一次評価者となり、第一次評価者の上位の職の者が第二次評価者となります。
評価対象期間	毎年 4月 1日から 3月 31日まで
評価方法	評価期間における職務行動等を、評価要素ごとに、5段階で絶対評価を行います。

3 給与の状況

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (令和6年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和4年度の人件費率
5年度	人 8,411	千円 8,639,198	千円 276,513	千円 1,459,356	% 16.8	% 16.8

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

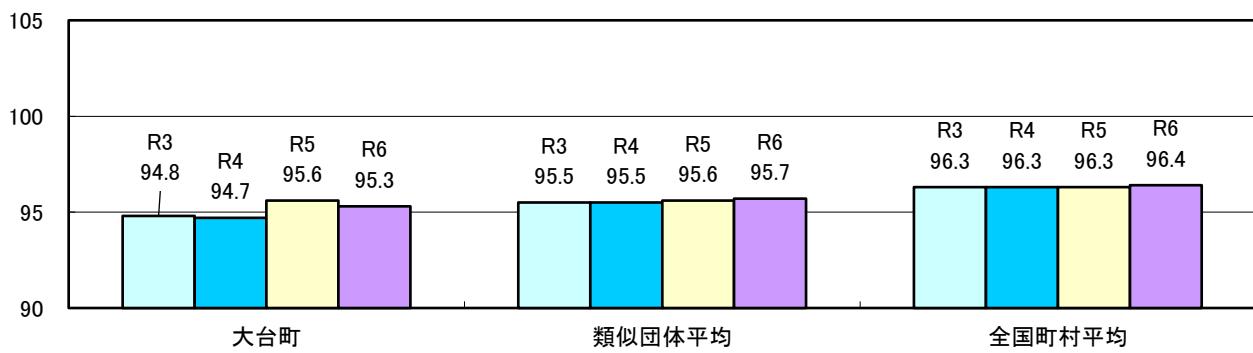
区分	職員数 A	給与費				(参考)一人当たり給与費 B/A	(参考)類似団体平均一人当たり給与費 千円
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
5年度	人 154	千円 524,127	千円 88,043	千円 190,547	千円 802,717	5,212	5,613

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は、令和5年4月1日現在の人数である。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指數の状況



(注) 1 ラスパイレス指數とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指數。

2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指數を指す。地域手当補正後ラスパイレス指數とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指數。

（補正前のラスパイレス指數×（1+当該団体の地域手当支給率）／（1+国の指定基準に基づく地域手当支給率）により算出。）

3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指數を単純平均したものである。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

①給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期）平成27年4月1日

（内容）一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。激変緩和のため、3年間（平成30年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。

他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②その他の見直し内容

平成27年4月1日に、管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和6年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
大台町	39.3歳	290,500円	339,337円	310,314円
三重県	43.5歳	331,132円	420,711円	369,704円
国	42.1歳	323,823円	405,378円	—円
類似団体	42.0歳	304,244円	352,440円	330,264円

②技能労務職

※技能労務職については職員数の減少により、平成19年4月1日現在のものを掲載しています。

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
大台町	54.4歳	24人	258,454円	276,937円	263,787円	—	—	—	—
うち用務員	53.4歳	8人	263,437円	267,275円	263,750円	用務員	53.9歳	227,200円	1.2
うち自動車運転士	57.6歳	5人	302,440円	361,457円	316,940円	自家用自動車運転者	48.1歳	265,600円	1.4
うち給食調理員	52.5歳	6人	228,300円	237,924円	232,800円	調理師	43.1歳	282,600円	0.8
三重県	46.0歳	430人	347,161円	396,977円	371,137円	—	—	—	—
国	48.8歳	5,193人	287,094円	—	320,514円	—	—	—	—
類似団体	50.0歳	4人	270,035円	296,887円	281,129円	—	—	—	—

区分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
大台町	—	—	—
うち用務員	4,406,141円	3,284,300円	1.3
うち自動車運転士	5,964,425円	3,668,200円	1.6
うち給食調理員	3,665,595円	3,966,200円	0.9

(2) 職員の初任給の状況（令和6年4月1日現在）

区分		大台町	三重県	国
一般行政職	大学卒	187,300 円	205,300 円	196,200 円
	高校卒	166,600 円	173,800 円	166,600 円
技能労務職		151,200 円	— 円	— 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和6年4月1日現在）

区分		経験年数10年～15年	経験年数20年～25年	経験年数25年～30年	経験年数30年～35年
一般行政職	大学卒	280,800 円	358,800 円	385,100 円	390,400 円
	高校卒	270,600 円	319,000 円	358,500 円	380,400 円
技能労務職		— 円	— 円	— 円	— 円

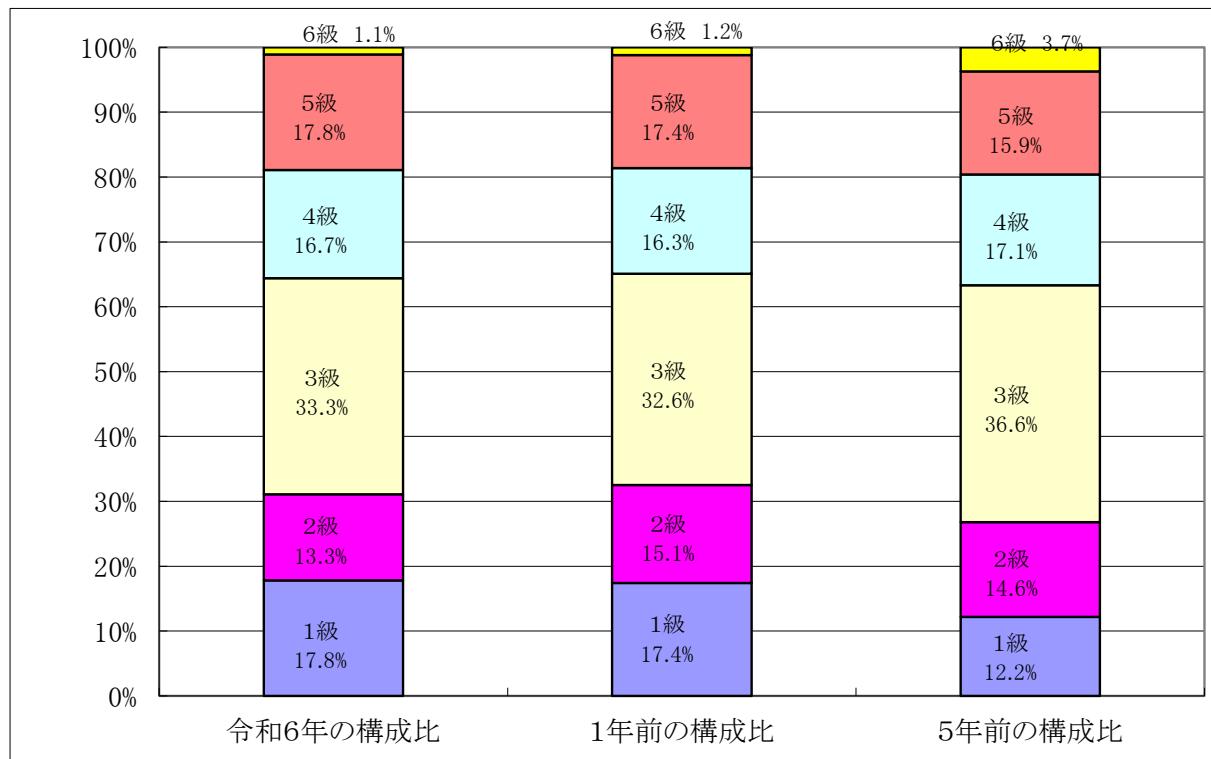
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和6年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
6級	参事	1人	% 1.1	円 323,100	円 411,300
5級	課長、総合支所長、特命監、室長、議会事務局長等	16人	% 17.8	円 295,400	円 394,000
4級	主幹	15人	% 16.7	円 271,600	円 382,000
3級	主査	30人	% 33.3	円 240,900	円 351,000
2級	主事	12人	% 13.3	円 208,000	円 305,200
1級	主事	16人	% 17.8	円 162,100	円 249,200

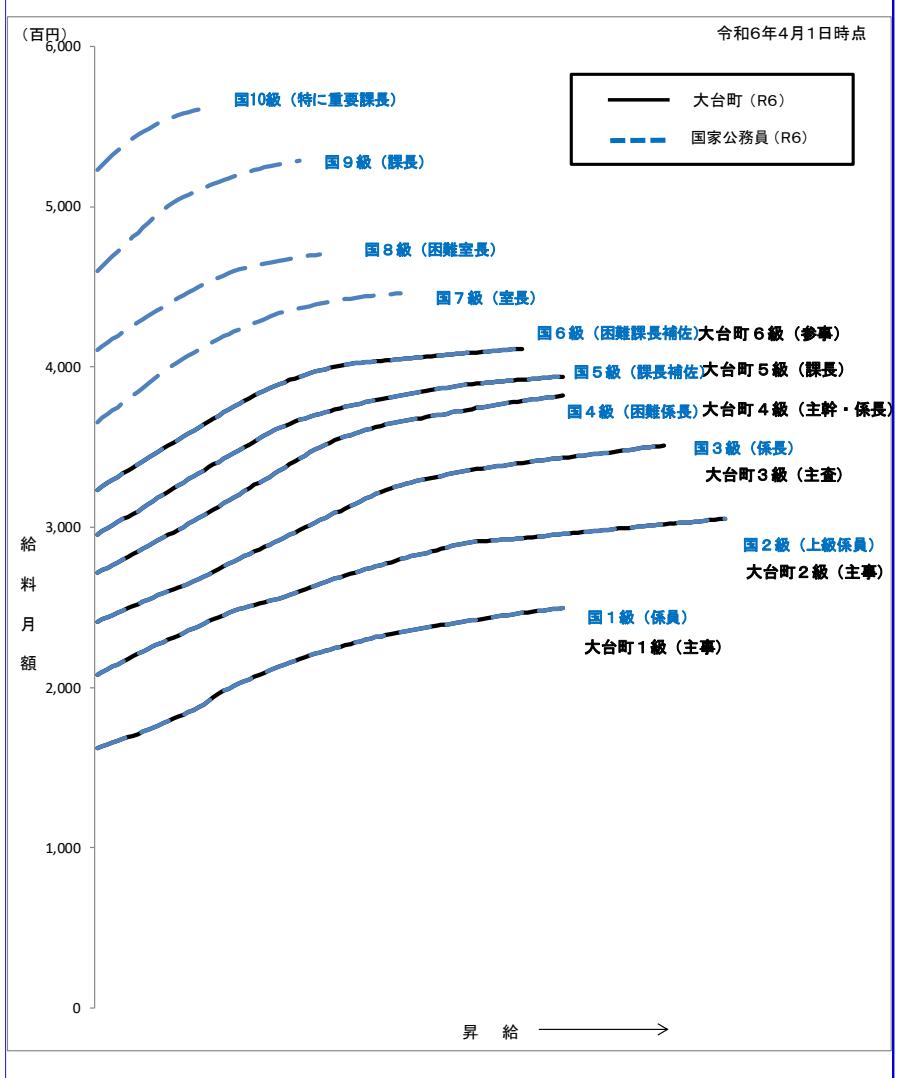
(注) 1 大台町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和6年4月1日現在）

12-3 国との給料表カーブ比較(行政職(一))



(3) 昇給への人事評価の活用状況（大台町）

令和6年4月2日から令和7年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している昇給区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定期	令和8年度		令和8年度	

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

大台町	三重県	国
1人当たり平均支給額(5年度) 1,357千円	1人当たり平均支給額(5年度) 1,713千円	—
(5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45月分 2.05月分 (1.375)月分 (0.975)月分	(5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45月分 2.05月分 (1.375)月分 (0.975)月分	(5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45月分 2.05月分 (1.375)月分 (0.975)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（大台町）

令和5年度中における運用	管理職員	一般職員
イ. 人事評価を活用している	○	○
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○
上位、標準の成績率		
標準、下位の成績率		
標準の成績率のみ（一律）		
ロ. 人事評価を活用していない		
活用予定期		

(2) 退職手当（令和6年4月1日現在）

大台町	国
(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分	(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分
勤続25年 28.0395月分 33.27075月分	勤続25年 28.0395月分 33.27075月分
勤続35年 39.7575月分 47.709月分	勤続35年 39.7575月分 47.709月分
最高限度額 47.709月分 47.709月分	最高限度額 47.709月分 47.709月分
その他の加算措置 定年前早期退職特別措置 (2～45%加算)	その他の加算措置 定年前早期退職特別措置 (割増率2～45%)
1人当たり平均支給額 3,773千円 *千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、5年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（令和6年4月1日現在）

大台町には制度がありません。

(4) 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（5年度決算）			7,661 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）			589,307 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（5年度）			7.6 %	
手当の種類（手当数）			13 種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (5年度決算)	左記職員に対する支給 単価
防疫作業手当	職員	感染症患者等の救護、感染症菌の付着物の処理作業など	千円	1日につき500円
エックス線作業手当	職員	診療所でのエックス線撮影又は透視業務	72 千円	1月につき6,000円
研究手当	医師		4,800 千円	10年未満 1月につき100,000円 10年以上 1月につき200,000円
結核、精神病、感染症、性病接触手当	診療所等勤務職員		530 千円	1月につき5,000円
自動車運転手当	公用車の運転のため に勤務する職員	公用車の運転業務	千円	1月につき10,000円
スクールバス等配車手当	職員	自動車運転士等の 配車業務	千円	1月につき15,000円
死後処置手当	看護師及び准看護師	死後の処置	7千円	1件につき1,000円
調剤手当	薬剤師		72千円	1月につき6,000円
火葬従事手当	職員	死体の火葬業務	千円	1体につき5,000円
夜間診療手当	医師	時間外診療時間の 待機又は診療業務	780 千円	1回につき6,000円
派遣手当	公益的法人等へ派遣 された職員		720 千円	1月につき30,000円
夜間看護手当	看護師及び准看護師	深夜において行われる看護等の業務	671 千円	1回につき7,300円
夜間待機手当	公益的法人等へ派遣 された職員	待機を命ぜられ待機したとき	9 千円	1回につき500円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（5年度決算）	26,922	千円
職員1人当たり平均支給額（5年度決算）	186	千円
支給実績（4年度決算）	30,173	千円
職員1人当たり平均支給額（4年度決算）	208	千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和〇年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（令和6年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 ・子 月額10,000円 ・配偶者等 月額6,500円 ・16歳から22歳までの子については、1人につき5,000円を加算	同じ		千円 12,894	円 211,388
住居手当	自ら居住する住居を借り受け、現に当該住居に居住し、月額16,000円を超える家賃を支払っている職員に支給（最高額：28,000円）	同じ		千円 7,560	円 243,877
通勤手当	通勤距離が片道2km以上であること ・公共交通機関利用者 通勤等相当額 支給限度額：55,000円 ・交通用具使用者 通勤距離に応じて、 2,000円～31,600円	同じ		千円 14,172	円 112,483
管理職手当	参事：45,000円 課長・特命監：40,000円 支所長・園長：35,000円 出張所長：25,000円	異なる		千円 18,360	円 734,400
管理職員特別勤務手当	管理職員が週休日等に勤務した場合に支給 ・勤務1回につき6,000円 (6時間を超える勤務については9,000円)	同じ		千円 42	円 3,500
宿日直手当	宿日直業務に従事した職員 4,400円	同じ		千円 2,142	円 27,124
夜間勤務手当	正規の時間として午後10時から翌日午前5時までの間に勤務する職員 1時間当たりの給与額×25/100×勤務時間数	同じ		千円 343	円 171,903
初任給調整手当	医師の資格を有し、採用による欠員補充が困難な職に採用された職員に、給料月額に18%を乗じた額を一定期間支給	同じ		千円 2,463	円 1,231,632

5 特別職の報酬等の状況（令和6年4月1日現在）

区分		給料月額等		
給 料	市 区 町 村 長	741,000 (円) 562,000 (円)	(参考)類似団体における最高／最低額 円／ 円 円／ 円	
	副 市 町 村 長			
報 酬	議 長	280,000 (円)		円／ 円
	副 議 長	210,000 (円)		円／ 円
	委 員 長	205,000 (円)		円／ 円
	議 員	200,000 (円)		円／ 円
期 末 手 当	市 区 町 村 長	(5年度支給割合) 4.45 月分		
	副 市 町 村 長			
退 職 手 当	議 長	(5年度支給割合)		
	副 議 長	3.50 月分		
	議 員			
市 区 町 村 長	(算定方式) (1期の手当額)		(支給時期)	
	退職時給料月額×在職月数×41.6/100		任期毎	
副 市 町 村 長	退職時給料月額×在職月数× 25/100		任期毎	
備 考				

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考)
					4年度の総費用に占 める職員給与費比率
5年度	千円 462,041	千円 $\triangle 43,637$	千円 24,411	% 5.28	% 5.31

区分	職員数 A	給与費				(参考) 大台町 一人当たり給与費	
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
5年度	人 4	千円 13,500	千円 3,218	千円 3,430	千円 20,148	千円 5,037	千円 5,212

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は、令和5年4月1日現在の人数である。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれております、職員数には当該職員を含んでいない。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和6年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
大台町（水道事業）	42.7歳	315,075円	329,500円
大台町	39.3歳	290,500円	339,337円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

大台町（水道事業）	大台町
1人当たり平均支給額(5年度) 1,213 千円	1人当たり平均支給額(5年度) 1,357 千円
(5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45 月分 2.05 月分 (1.375)月分 (0.975)月分	(5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45 月分 2.05 月分 (1.375)月分 (0.975)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職 加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職 加算 5～15%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和6年4月1日現在）

大台町（水道事業）	大台町
(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分	(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分
勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分	勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分
勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分	勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分
最高限度額 47.709 月分 47.709 月分	最高限度額 47.709 月分 47.709 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特別措置 (2～45%加算)	その他の加算措置 定年前早期退職特別措置 (2～45%加算)
1人当たり平均支給額 * 千円 * 千円	1人当たり平均支給額 3,773千円 * 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。

※水道事業は令和5年度の退職者無し。

ウ 地域手当（令和6年4月1日現在）

大台町には制度がありません。

エ 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

水道事業において特殊勤務手当支給実績はありません。

オ 時間外勤務手当

支給実績（5年度決算）	751 千円
職員1人当たり平均支給額（5年度決算）	170 千円
支給実績（4年度決算）	539 千円
職員1人当たり平均支給額（4年度決算）	135 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和〇年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和6年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異動	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (令和5度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (令和5年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 ・子 月額10,000円 ・配偶者等 月額6,500円 ・16歳から22歳までの子については、1人につき5,000円を加算	同じ		千円 582	円 145,660
住居手当	自ら居住する住居を借り受け、現に当該住居に居住し、月額16,000円を超える家賃を支払っている職員に支給（最高額：28,000円）	同じ		千円	円
通勤手当	通勤距離が片道2km以上であること ・公共交通機関利用者 通勤等相当額 支給限度額：55,000円 ・交通用具使用者 通勤距離に応じて、 2,000円～31,600円	同じ		千円 124	円 31,200

4 勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 一般職員の勤務時間の状況

勤務時間及び休憩時間は、原則次のように割り振られています。

1週間の勤務時間	開始時間	終了時間	休憩時間
38時間45分	8:30	17:15	12:00～13:00

(2) 休暇制度の概要(令和6年4月1日現在)

区分	種類	内容
年次有給休暇		1年20日以内（繰越有り）
病気休暇		必要と認める期間（90日以内）
特別休暇	選挙権その他公民としての権利を行使	
	承認等としての裁判所等への出頭	必要と認める期間
	骨髄バンクへの登録、骨髓液の提供	
	日本赤十字が行う血液事業	
	ボランティア休暇	1年5日以内
	結婚休暇	5日以内
	不妊治療のための休暇	5日（体外受精に係るものである場合には10日）
	産前・産後休暇	産前・産後8週（多胎妊娠の場合、産前は14週）
	育児時間	1日2回各30分以内（生後1年以内）
	配偶者が出産する場合	2日以内
	育児参加する場合	配偶者の産前6週・産後1年の期間内で5日以内
	子（未就学児）の看護休暇	1年5日以内（子が2人以上の場合は10日）
	短期介護休暇	1年5日以内（要介護者が2人以上の場合は10日）
	忌引	配偶者7日、父母7日、子5日、祖父母3日など
	父母の追悼のため特別行事を行う場合	1日の範囲内の期間、
育児休業	夏季休暇	7月から9月までの期間内で5日以内
	風水害火災その他の災害による現住居復旧のため勤務しない場合	7日の範囲内の期間
	風水害火災その他の災害による交通障害及び退勤途上の身体への危険回避のため勤務しない場合	必要と認める期間
育児休業	子の育児（無給）	当該養育する子が3歳に達するまでの期間
介護休暇	配偶者等の介護（無給）	介護を必要とする一の継続する状態ごとに連続する6月の範囲内の必要な期間

5 休業に関する状況

(1) 育児休業の取得状況(令和5年4月1日～令和6年3月31日)

(単位：人)

	町長部局		教育委員会		水道事業	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性
育児休業の新規取得人数	2	4	0	3	0	0
部分休業の取得人数	0	5	0	1	0	0

(2) 介護休暇の取得状況(令和5年4月1日～令和6年3月31日)

(単位：人)

	町長部局		教育委員会		水道事業	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性
介護休暇の新規取得人数	0	0	0	0	0	0

6 分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分者数

分限処分は、公務能率を維持することを目的として、心身の故障や職に必要な適格性を欠く等一定の事由がある場合に、職員の意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分です。その種類として、免職、降任及び休職があります。

令和6年4月1日から令和7年3月31日までの分限処分の状況は次のとおりです。

(単位：人)

	免職	降任	休職	合計
町長部局	0	0	1	1
教育委員会	0	0	0	0
水道事業	0	0	1	1
合計	0	0	2	2

(2) 懲戒処分者数

懲戒処分は、職員が法令や職務上の義務等に違反した場合に道義的責任を問うことにより、公務における規律と秩序を維持することを目的とする処分です。その種類として、免職、停職、減給及び戒告があります。

令和6年4月1日から令和7年3月31日までの分限処分の状況は次のとおりです。

(単位：人)

	免職	停職	減給	戒告	合計
町長部局	0	0	0	1	1
教育委員会	0	0	0	0	0
水道事業	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	1	1

7 服務の状況

(1) 職務専念義務免除の概要

職員は、法律や条例に特別に定めがある場合以外は、勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、町民全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行にあたっては全力をあげてこれに専念しなければなりません。

研修を受ける場合や厚生に関する計画の実施に参加する場合等には、あらかじめ承認を得れば、職務に専念する義務を免除される場合があります。

(2) 営利企業等への従事状況

職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利企業等の役員等を兼ねることや自ら営利企業を営むこと、その他報酬を得ていかなる事業又は事務にも従事することはできません。

令和6年4月1日現在の営利企業等への従事の状況は、次のとおりです。

区分	人数 (人)
営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員その他人事委員会規則で定める地位を兼ねている者	0
自ら営利を目的とする私企業を営んでいる者	0
報酬を得て、何らかの事業又は事務に従事している者	0

8 退職管理の状況

地方公務員法により、再就職者による働きかけの規制等が導入され、本町においても、現職員への働きかけ規制等を定めた大台町職員の退職管理に関する規則を制定し、退職管理の適正を確保する取組を行っています。

9 研修の状況

厳しい財政状況の中で、簡素で効率的な行政運営を図りながら住民サービスの向上をいかに図るかが重要な課題となっています。このような状況の中で、職員が求められる意識や能力も更にレベルアップすることが必要であるため職員研修を実施しています。

令和6年4月1日から令和7年3月31日までの研修の状況は次のとおりです。

(単位：人)

区分	主な研修	参加人 数
基本研修	新規採用者研修、新任係長研修、新任課長級研修	81
その他研修	法制執務研修、人事評価研修、交通安全研修、メンタルヘルス研修	251

10 福祉及び利益の保護の状況

三重県市町村職員互助会への加入状況

事業の内容（令和5年度）	
福利厚生事業	給付事業、法律相談、職場研修助成、メンタルヘルス事業
公益事業	地域振興女性、災害対策事業助成
会員数	166人
令和5年度負担金決算額：2,382千円（1人あたりの負担額：14,351円）	
令和5年度公費負担率：41.14%	